

登録免許税納付書

受付第

号

年

月

日

年

月

日

中部経済産業局長 殿

住所

納付人

登録免許税金

円也

領収 収入 証印 書紙 お貼 よ付 び欄	
--	--

中部経出^試般第 号許可通知書に基づき許可通知書ならびに
採
図面を添えて上記の登録免許税を納付いたします。

(登録免許税納付についての注意)

1. この納付書には必ず許可通知書と図面を添えてください。なお、登録済の上は許可通知書と図面は登録番号等を記入して返送いたします。

2. 登録免許税は原則として現金納付に限ります。

(納付額が3万円以下の場合には収入印紙で納付することもできます。)

現金納付とは、申請人が国税の収納機関、すなわち、日本銀行あるいは国税の収納を行なう代理店、郵便局、または、その国税の収納を行なう税務署へ登録免許税相当額を現金で納付し、その納付の際発行される領収証書を納付書に添付して提出する方法です。

3. 収入印紙には消印をしてはなりません。

4. 共同出願のときは、総員記名し、鉱業権者代表者となるべき者の頭書に鉱業権代表者と表示してください。

5. 納付人の住所は番地まで詳記してください。(なお、住所を変更している場合には、その関係を証する住民票謄本を添えてください。)